

山陽小野田市学校給食センターソーシャルメディア運用ポリシー

令和7年4月28日策定

1 ソーシャルメディアによる情報発信の目的

ソーシャルメディアの拡散性、即時性を生かすことで、給食提供を実施している小中学校児童生徒の保護者を中心とした子育て世代や、若年層に対して効率的かつ効果的に発信を行い、食育の推進を図ることを目的とする。

2 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram

3 アカウント管理者等

(1) アカウント管理者 山陽小野田市学校給食センター所長

(2) アカウント名 山陽小野田市学校給食センター

(3) ユーザー名 sanyo-onoda.kyushoku

4 発信情報の内容

毎日の給食、献立表、食育だより、食育イベント等の告知、給食を作る様子など

5 運用方法

(1) 発信時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要に応じてこの時間以外にも発信する場合がある。

(2) コメントへの対応方針

原則として行わないが、給食センターの確認により、必要に応じて対応することがある。

(3) 利用者から寄せられたコメントの削除等

次のいずれかに該当する場合、給食センターは予告なくコメントの削除又はアカウントのブロック等を行うことができる。

ア 特定の個人・団体等を中傷するもの

イ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

- ウ 営業活動、政治活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの
- エ 違法行為又は違法行為をあおるもの
- オ 単なる噂や噂を助長させるもの
- カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- キ 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の権利を侵害するおそれのあるもの
- ク 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ケ 虚偽や事実と異なると認められるもの
- コ 有害なプログラムや有害なサイトへの誘導であると判断されるもの
- サ わいせつな表現を含む不適切なもの
- シ 学校給食センターが発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ス その他、学校給食センターが不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 その他

(1) 著作権

学校給食センター公式アカウントが発信する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、学校給食センターに帰属する。

(2) その他

学校給食センターは、本ポリシーを市公式ホームページに掲載する。また、本ポリシーは、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。